

5 市町村職員研修の実施状況(表11、表12)

市町村職員研修の実施状況については、各都道府県等における区域内の市町村の職員を対象とする研修の内容(指定都市、中核市又は特例市にあっては、他の市町村の職員を対象とする研修)について調査を行った。その結果は、表11、表12のとおりである。

「市町村職員研修を実施している」団体は、都道府県では70.2%にあたる33団体であり、前回調査時と比較すると、岩手県、山梨県、長野県及び香川県が実施を取りやめており、奈良県、和歌山県及び大分県が新たに実施(いずれも市町村職員研修協議会等との共催事業)している。

指定都市、中核市又は特例市にあっては、22団体が行っている。

(1) 都道府県における市町村職員研修

- ① 実施の形態については、「市町村からの委託」(市長会、町村会等からの委託等を含む。)を受けて実施している団体が15団体と最も多くなっている。

「その他」の内容は、市町村との共催事業、市町村との協定による市町村職員の研修への受け入れ等であった。

- ② 実施の根拠については、「研修規程などの内部規定に基づいて実施している」が12団体と最も多く、これは12年度、15年度と同数である。

「その他」の内容は、広域連合の規約や外部組織との協定等となっている。

また、研修費用の徴収は、実施団体の8割を超える28団体が実施している。徴収方法については、「受講実績にかかわらず市町村から一括徴収」と回答した団体が15年度と比較して3団体増えている。

- ③ 今後の市町村職員研修の実施方針については、「従来の実施内容を継続」と回答した団体が18団体(15年度19団体)と最も多くなっている。「内容を拡充して実施」という回答は、4団体であった。

「その他」の内容は、「施設廃止及びアウトソーシングの導入により(従来の)受託関係を解消。任意団体を組織して委託している。」(北海道)、「市町村職員研修所(市町村研修協議会)で実施している」(山形県)、「市町村からの要望をもとに毎年度内容を検討しながら実施」(新潟県)、「市町村振興協会や町村会、市町村等で実施していく方向で検討中」(京都府、鳥取県、島根県)、「合併後の新市町に対する支援の観点から、期限付きで受け入れ枠の拡大を実施している」(長崎県)であった。

(2) 指定都市、中核市及び特例市における市町村研修

指定都市のうち「市町村職員研修を実施している」団体は、22団体である。

実施の形態については、指定都市の3団体は全て「自主事業として」実施しているが、中核市・特例市は4団体のみであり、15団体は「その他」と回答している。その内容は、「宇都宮地区広域行政推進協議会加入の周辺町職員を本市の一部研修に受け入れている」(宇都宮市)、「中部都市職員研修協議会を立ち上げ、9市で共同実施」(八尾市)など、近隣市町村と研修協議会を設置して他市町村職員を研修生を受け入れているものや、共同研修として実施

しているものである。

実施の根拠については、1 団体が「地方自治法第252条の14の規定による事務委託」、10 団体が「研修規程などの内部規定」と回答しているほか、8 団体が「その他」と回答している。その他の内容は、研修計画、他市町村との協定や覚え書き、研修協議会の規約などであった。

研修費用の徴収については、徴収している団体は16 団体で、その方法は「受講実績にかかわらず市町村から一括徴収」が5 団体、「受講実績に応じて市町村から徴収」が5 団体、「個々の受講生からその都度徴収」が2 団体であった。

今後の市町村職員の実施方針については、「従来の実施内容を継続」と回答した団体が18 団体と最も多くなっている。「内容を拡充して実施」という回答は、3 団体であった。

「その他」の内容は、「今後、講演会等において近隣市町村との合同開催について検討していく。」（堺市）、「広域における研修について、実施するか否かを県と連携し、模索中」（熊本市）、「松本広域連合職員派遣事業等の推移とあわせて検討」（松本市）であった。

表 1 1 市町村職員研修の実施状況

（単位：団体数、％）

団 体 内 容	都道府県 (ア)	指定都市 (イ)	東北自治研修所 (ウ)	小計 (ア)～(ウ)	15年度 調査	中核市 (エ)	特例市 (オ)	合計 (ア)～(オ)
調査対象団体数	47 (100.0)	15 (100.0)	1 (100.0)	63 (100.0)	61 (100.0)	36 (100.0)	39 (100.0)	138 (100.0)
市町村職員を対象とした 研修事業を実施	33 (70.2)	3 (20.0)	1 (100.0)	37 (58.7)	39 (63.9)	9 (25.0)	10 (25.6)	56 (40.6)
実施の形態								
自主事業として実施	4 (12.1)	3 (100.0)	0 (0.0)	7 (18.9)	9 (23.1)	2 (22.2)	2 (20.0)	11 (19.6)
市町村からの委託事 業として実施	15 (45.5)	0 (0.0)	1 (100.0)	16 (43.2)	18 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (28.6)
その他	14 (42.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (37.8)	12 (30.8)	7 (77.8)	8 (80.0)	29 (51.8)
協定等による市町村職 員の研修への受け入れ	8 (24.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (21.6)	— —	1 (11.1)	0 (0.0)	9 (16.1)
市町村との共催事業、 他の市町村との合同事 業（協議会等の設置を 含む）	6 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (16.2)	— —	6 (66.7)	8 (80.0)	20 (35.7)
実施する根拠								
自治法252条の14によ る事務委託	4 (12.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (10.8)	3 (7.7)	1 (11.1)	0 (0.0)	5 (8.9)
民法上の委託	6 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (16.2)	11 (28.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (10.7)
研修規程などの内部 規定	12 (36.4)	1 (33.3)	0 (0.0)	13 (35.1)	13 (33.3)	4 (44.4)	6 (60.0)	23 (41.1)
その他	11 (33.3)	2 (66.7)	1 (100.0)	14 (37.8)	13 (33.3)	4 (44.4)	4 (40.0)	22 (39.3)
費用を徴収している団体	28 (84.8)	3 (100.0)	0 (0.0)	31 (83.8)	30 (76.9)	6 (66.7)	7 (70.0)	44 (78.6)
費用の徴収方法								
受講実績にかかわらず 市町村から一括徴収	18 (64.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	19 (61.3)	15 (50.0)	2 (33.3)	2 (28.6)	23 (52.3)
受講実績に応じて市 町村から徴収	9 (32.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (29.0)	13 (43.3)	2 (33.3)	3 (42.9)	14 (31.8)
個々の受講生からそ の都度徴収	1 (3.6)	2 (66.7)	0 (0.0)	3 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.8)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	2 (33.3)	2 (28.6)	4 (9.1)

（注）

1 指定都市、中核市及び特例市については、他の市町村職員を対象とした研修の実施状況について整理している。（以下の表において同じ。）

2 「実施の形態」において、市長会、町村会等からの委託は、「市町村からの委託」に含めて整理した。

3 「費用の徴収方法」において、市長会、町村会等からの一括納付や市町村職員研修協議会等関連団体からの納付は、「市町村からの一括徴収」に含めて整理した。

表１２ 今後の市町村職員研修の実施方針

(単位:団体数、%)

団 体 内 容	都道府県 (ア)	指定都市 (イ)	東北自治研修所 (ウ)	小計 (ア)～(ウ)	15年度 調査	中核市 (エ)	特例市 (オ)	合計 (ア)～(オ)
調査対象団体数	47 (100.0)	15 (100.0)	1 (100.0)	63 (100.0)	61 (100.0)	36 (100.0)	39 (100.0)	138 (100.0)
今後の市町村職員研修 の実施方針								
従来の実施内容を継 続	18 (38.3)	3 (20.0)	1 (100.0)	22 (34.9)	24 (39.3)	8 (22.2)	7 (17.9)	37 (26.8)
内容を拡充して実施	4 (8.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (6.3)	5 (8.2)	1 (2.8)	2 (5.1)	7 (5.1)
共同実施を検討中	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.4)
その他	8 (17.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	9 (14.3)	10 (16.4)	1 (2.8)	1 (2.6)	11 (8.0)
無回答又は実施を検 討していない団体	14 (29.8)	11 (73.3)	1 (100.0)	26 (41.3)	22 (36.1)	24 (66.7)	29 (74.4)	79 (57.2)